

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 8 月 20 日

青山商事株式会社

2026 年 8 月 20 日

吸収分割に関する事前開示事項

青山商事株式会社
代表取締役社長 遠藤泰三

青山商事株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 8 月 10 日付で、株式会社カスタムライフ（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2026 年 9 月 30 日を効力発生日として、吸収分割会社の事業に関する権利義務のうち、吸収分割会社の本店（東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号）に係る賃貸借契約に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）
本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して株式その他の金銭等の割当てを行いません。吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

- 6. 吸収分割承継会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）
該当事項はありません。

- 7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

吸収分割承継会社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、215,718 百万円、負債の額は 67,569 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本吸収分割により承継する資産及び負債はなく、本吸収分割の効力発生日までに吸収分割承継会社の資産及び負債の状態が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における吸収分割承継会社の債務について、その履行の見込みに問題はないと判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社カスタムライフ（以下「甲」という。）及び青山商事株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務のうち、甲の本店に係る賃貸借契約に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲の事業に関する権利義務のうち、第 3 条第 1 項に定める甲の本店（東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号）に係る賃貸借契約に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
商号：株式会社カスタムライフ
住所：東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
商号：青山商事株式会社
住所：広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

- 1 本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとし、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のない資産、負債、契約その他の権利義務は一切承継しないものとする。
- 2 乙は、前項に基づき甲から承継される債務につき、重畳的債務引受の方法により承継し、甲及び乙は当該債務について連帯して責任を負う。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

甲は乙の完全子会社であり、本吸収分割によって乙及び甲の株主構成に実質的な変更が生じないこと、並びに本吸収分割が完全支配関係内の組織再編として行われることを踏まえ、本吸収分割に際して、乙は甲に対して金銭、株式その他の財産の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2026年9月30日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認決議）

- 1 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、甲の株主総会の承認を得ずに、本吸収分割を行うものとする。
- 2 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、乙の株主総会の承認を得ずに、本吸収分割を行うものとする。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から本吸収分割の効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ実行するものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日までの間、天災その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議し、書面による合意のうえ本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ決定する。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年8月10日

甲： 東京都千代田区内神田二丁目15番9号
株式会社カスタムライフ
代表取締役 松原 将治

乙： 広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社
代表取締役社長 遠藤 泰三

承継対象権利義務明細表

乙が、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する権利義務は、下記のとおりとする。

記

甲が締結している甲の本店（東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号）に係る 2017 年 10 月 17 日付貸室賃貸借契約（当該契約に付帯する 2021 年 2 月 28 日付承継に関する契約その他一切の覚書及び合意等を含む。以下、総称して「本賃貸借契約」という。）に関する契約上の地位及び本賃貸借契約に基づく一切の権利義務

事業報告書

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の第10期報告書をお届けするにあたり謹んでご挨拶申し上げます。

2026年3月期における、国内経済については、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化や、米国の政策動向の影響、物価高騰による個人消費の冷え込みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中で、メディア事業部については、上期は計画を上回る進捗だったものの、下期はGoogleアルゴリズムのアップデートにより悪影響を受け、修正計画も下回る進捗となり、通期では前年比85%となりました。
ワインサブスクリプションビジネスのマーケティング支援事業についても、第1四半期にて計画を下回ったことから、事業撤退の経営判断を行い、第3四半期末にて、協業先である株式会社ワイントレイルとの業務提携契約の中途解約を実施しました。
結果として、通期の全社売上で3億3,265万（前期比84%）となりました。

一方で、前期より開始したデジタルマーケティング支援事業については、新規案件の獲得もあり、年間で593万円の売上実績となりました。合わせて、前期より推進していた自社製作のCMSの商業化事業についても、継続的に営業活動を行い、第4四半期において2社目の顧客を獲得しました。
また、販管費においては、人員削減等の事業構造の改革を実施したことで、年間では2億8,199万円の削減（前期比48%減）となりました。

今後、メディア事業については、最低限のリソースにて現状の売上を維持しつつ、デジタルマーケティング支援事業及びCMS事業において、新規顧客を獲得し、売上規模を拡大していきます。
各種施策を通じて年間計画が達成できるように、全従業員一丸となって取り組んで参ります。

以上

決 算 報 告 書

(第 10 期)

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

株式会社カスタムライフ

東京都千代田区内神田2-15-9

貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位 円)

(資 産 の 部)

【 流 動 資 産 】

現 金 ・ 預 金	402,066,511
売 掛 金	18,940,647
商 品	10,513,337
貯 蔵 品	123,074
一年以内回収予定長期貸付	2,797,214
前 払 費 用	9,115,865
未 収 入 金	3,825,195
未 収 消 費 税	543,003

流 動 資 産 合 計 447,924,846

【 固 定 資 産 】

(有 形 固 定 資 産)

建 物	506,998
建物減価償却累計額	▲506,998
建 物 附 属 設 備	6,308,138
建物附属設備減価償却累計	▲6,308,138
工 具 器 具 備 品	7,782,682
工具器具備品減価償却累計	▲7,782,682

有 形 固 定 資 産 合 計 0

(投資その他の資産)

出 資 金	160,000
敷 金	19,157,456
長 期 前 払 費 用	4,402,268

投資その他の資産合計 23,719,724

固 定 資 産 合 計 23,719,724

資 産 合 計 471,644,570

(負 債 の 部)

【 流 動 負 債 】

買 掛 金	319,385
未 払 金	27,966,591
未 払 費 用	589,409
前 受 金	5,058,902
預 り 金	3,710,698
未 払 法 人 税 等	950,000

賞 与 引 当 金	4,162,210	
流 動 負 債 合 計		42,757,195
負 債 合 計		42,757,195

(純 資 産 の 部)

【 株 主 資 本 】

資 本 金		6,100,000
(資 本 剰 余 金)		
そ の 他 資 本 剰 余 金	2,113,424,060	
資 本 剰 余 金 合 計		2,113,424,060
(利 益 剰 余 金)		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	▲1,690,636,685	
そ の 他 利 益 剰 余 金 計		▲1,690,636,685
利 益 剰 余 金 合 計		▲1,690,636,685
株 主 資 本 合 計		428,887,375
純 資 産 合 計		428,887,375
負 債 ・ 純 資 産 合 計		471,644,570

損益計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

(単位 円)

【 売 上 高 】		
売 上 高		332,654,906
【 売 上 原 価 】		
仕 入 高 計	65,422,771	
合 計	65,422,771	65,422,771
売 上 総 利 益		267,232,135
【販売費及び一般管理費】		
(人 件 費)		
役 員 報 酬	1,000,000	
給 与 手 当	66,036,622	
雑 給	2,621,534	
賞 与	7,681,054	
賞 与 引 当 金 繰 入 損 費	▲55,082	
法 定 福 利 費	11,569,908	
福 利 厚 生 費	480,890	89,334,926
(経 費)		
外 注 費	105,489,518	
旅 交 通 費	1,626,764	
通 信 費	19,921,745	
顧 問 料	8,905,100	
交 際 費	56,930	
会 議 費	93,422	
研 修 費	28,345	
広 告 宣 伝 費	32,506,002	
賃 借 料	17,951,682	
水 道 光 熱 費	501,189	
消 耗 品 費	1,333,719	
新 聞 図 書 費	7,800	
新 寄 附 金	50,000	
租 税 公 課	1,088,091	
採 用 費	1,103	
支 払 手 数 料	858,385	
諸 会 費	373,000	
支 払 出 向 料	22,944,664	
減 価 償 却 費	1,497,155	215,234,614
販売費及び一般管理費計		304,569,540
営 業 損 失		▲37,337,405
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	853,675	
受 取 配 当 金	2,200	
雑 収 入	3,353,930	4,209,805
経 常 損 失		▲33,127,600
【 特 別 利 益 】		
そ の 他 特 別 利 益		1,547,126
【 特 別 損 失 】		
そ の 他 特 別 損 失	72,218,631	
減 損 損 失	168,377,641	240,596,272
税 引 前 当 期 純 損 失		▲272,176,746
法 人 税 等		950,000
当 期 純 損 失		▲273,126,746

株主資本等変動計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	6,100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	2,113,424,060
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	2,113,424,060
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	▲1,417,509,939
	当期変動額	▲273,126,746
	当期末残高	▲1,690,636,685
利益剰余金合計	当期首残高	▲1,417,509,939
	当期変動額	▲273,126,746
	当期末残高	▲1,690,636,685
株主資本合計	当期首残高	702,014,121
	当期変動額	▲273,126,746
	当期末残高	428,887,375
純資産合計	当期首残高	702,014,121
	当期変動額	▲273,126,746
	当期末残高	428,887,375

個 別 注 記 表

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益は実現主義により、費用は発生主義により計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品については、先入先出法により評価しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済み株式の数

普通株式

前期末株式数 10,000株

当期末株式数 10,000株

監査報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日迄の第10期事業年度の取締役の職務執行について、本監査報告書を作成し、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及び内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について聴取を行いました。また、第10期事業年度における財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表について監査を行い、会社運営上で重要な書類等を閲覧し、本社における業務及び財産の状況について調査し、当該事業年度に係わる事業報告について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。また、取締役の職務の執行に関する不正行為、又は法令もしくは定款その他重要規則に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査の結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

令和8年 5 月 26 日

株式会社カスタムライフ

監査役

田中 祐仁

